

(公社)東基連 青梅労働基準協会支部会報

第 169 号

2024年 5月 1日発行



〔目 次〕

1. 2024年度支部定期総会のご案内	1
2. 青梅労働基準監督署の職員のご紹介	1
3. 青梅労働基準監督署 鈴木署長着任のご挨拶	2
4. 青梅労働基準監督署 後藤署長離任のご挨拶	3
5. 青梅労働基準監督署 監督課からのお知らせ キャリアアップ助成金のご案内	4～5
アルバイトの労働条件を確かめよう!	6～7
6. 令和5年青梅署管内労働災害発生状況	8
7. 14次防 自主点検に関する調査結果報告	9～13
8. 令和6年度 労働保険の年度更新が始まります。	14～19
9. 青梅支部講習会等予定表	20

2024年度 支部定期総会のご案内

2024年度支部定期総会を次のとおり開催します。開催のご案内は、会員各社に個々に案内させて頂いていますが、多数の方のご出席をお願いします。

1. 開催日 2024年5月14日(火) 午後3時30分から
2. 場 所 プリモホール「ゆとろぎ」レセプションホール
3. その他
 - 1) 支部定期総会前に特別講演(案内同封)を開催します。
 - 2) 議案については、当支部のホームページ「支部からのお知らせ」欄に掲載していますので、ご都合で欠席されます会員の方は、議案書を確認頂き委任状のご提出にご協力をお願いします。

青梅労働基準監督署の職員のご紹介

署長 鈴木 基泰

監督課長	藤原 良	安全衛生課長	吉増 純
労働基準監督官	飯高 彩乃	労働基準監督官	早川 今日子
同 上	中村 洸太	労災課長	山形 和人
同 上	小川 裕也	労災認定調査官	中川 恵子
同 上	富増 日代里	同 上	横山 洋平
		厚生労働事務官	松野 泉



着任のご挨拶

青梅労働基準監督署長 **鈴木 基泰**

この度、4月1日付けの人事異動により青梅労働基準監督署長に着任いたしました鈴木と申します。

公益社団法人東京労働基準協会連合会青梅労働基準協会支部支部長をはじめ会員の皆様には、日頃から労働基準行政の運営に格別の御理解と御協力をいただいておりますことに厚く御礼申し上げますとともに、前任者同様に引き続き御支援を賜りますようお願いいたします。

私は青梅労働基準監督署での勤務は今回で3回目となり、懐かしさを感じているとともに、青梅署管内は、産業も様々な製造業のほか、商業、物流関連、医療機関や社会福祉施設など都民の生活に欠かせない事業を展開する企業等も多い地域でありますので緊張感を持っております。

さて、労働基準行政を取り巻く状況は依然として厳しく、昨年ですが労働基準監督署に寄せられる情報提供や相談が増加いたしました。特に、企業倒産に伴い賃金が支払われないうまま退職した労働者に対し、その未払い賃金の一部を政府が事業主に代わって立替払する未払賃金立替払制度の申請が大幅に増加しており、賃金不払いといった労働者の生活を脅かす深刻な事案が相当数認められます。

令和5年の青梅署管内の死亡災害については、前年より減少したとはいえ、複数の労働者が亡くなり、また、休業災害については増加しておりますので、発生状況を分析しその防止のための措置が求められています。

このような状況をふまえ、令和6年度、青梅労働基準監督署では、

- ①改正労働基準法等に基づく長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害の防止
- ②中小企業及び令和6年度適用開始業務等の事業場に対する丁寧な対応を含めた一般労働条件確保・改善対策
- ③死亡労働災害の撲滅と負傷者数の減少を目指した対策の推進
- ④化学物質による健康障害防止対策の推進
- ⑤労災保険給付の迅速かつ適正な処理

を重点課題といたしました。

当署では今年度も、労働者が安心して、安全に働ける環境の確保を目指し、重点課題に取り組む所存ですので、引き続き皆様方のご協力をいただきますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、公益社団法人東京労働基準協会連合会青梅労働基準協会支部の益々の発展と会員の御健勝を祈念いたしまして、私の着任の挨拶とさせていただきます。



離任のご挨拶

青梅労働基準監督署長 後藤 克巳

この度、4月1日付けの人事異動により三鷹労働基準監督署に転任することになりました。青梅労働基準監督署長の在任は1年という短い期間でしたが、青梅労働基準協会支部並びに会員の皆様には、これまでと同様に労働基準行政の推進に格別のご理解とご支援を賜りましたことを厚くお礼申し上げます。

この間を振り返りますと、年度当初は、新たにスタートした第14次労働災害防止計画の取り組みを進め、年度後半からは、最低賃金改正の周知広報と賃上げ実現へ向けた取り組みも強化していく中、貴協会支部と会員の皆様から当行政に対して多大なご協力を得て、労働基準行政に対する皆様方のご支援をとっても心強く感じました。

特に、管内の安全衛生水準の向上と働き方改革への取り組みについて、貴協会支部から多大なご協力やご支援をいただいたことにより、西多摩地区安全衛生大会をはじめ各種講習会や会報による広報など数多くの事業を実施することができたことに心より感謝申し上げます。

コロナ後の景気回復とともに、令和6年は、大企業を中心に30数年ぶりの大幅賃金引上げの動きがある中、中小企業・小規模事業者の労働者とともに、パート労働者等の非正規労働者に、賃金引上げの流れを波及させていくことが求められております。2024年問題と呼ばれてきましたが、いよいよ新年度となり、新たな課題の有無について実態把握をし、適切な対処方法を検討しなければなりません。

また、第14次労働災害防止計画の2年目は、労働災害を減少に転じさせて、労働者一人一人が安全で健康に働くことができる職場環境の実現に向け、事業者が労働者の協力を得ながら、労働者の安全と健康保持増進のための様々な活動に取り組むことが求められます。

誰もが安心して働き活躍できる社会に向け、まだまだ課題はございますが、取り組まねばならない諸課題については後任の鈴木署長に引き継いでまいりますので、引き続き変わらぬご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

末筆となりますが、貴協会支部の益々のご発展と会員皆様のご健勝、ご繁栄を祈念申し上げます。転任のご挨拶とさせていただきます。

(事業主の方へ)

※令和6年度予算の成立が前提のため、今後、変更される可能性があることにご注意ください。

キャリアアップ助成金のご案内 (令和6年度予定版)

「キャリアアップ助成金」は、有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者（以下「有期雇用労働者等」といいます。）といった、**非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度**です。

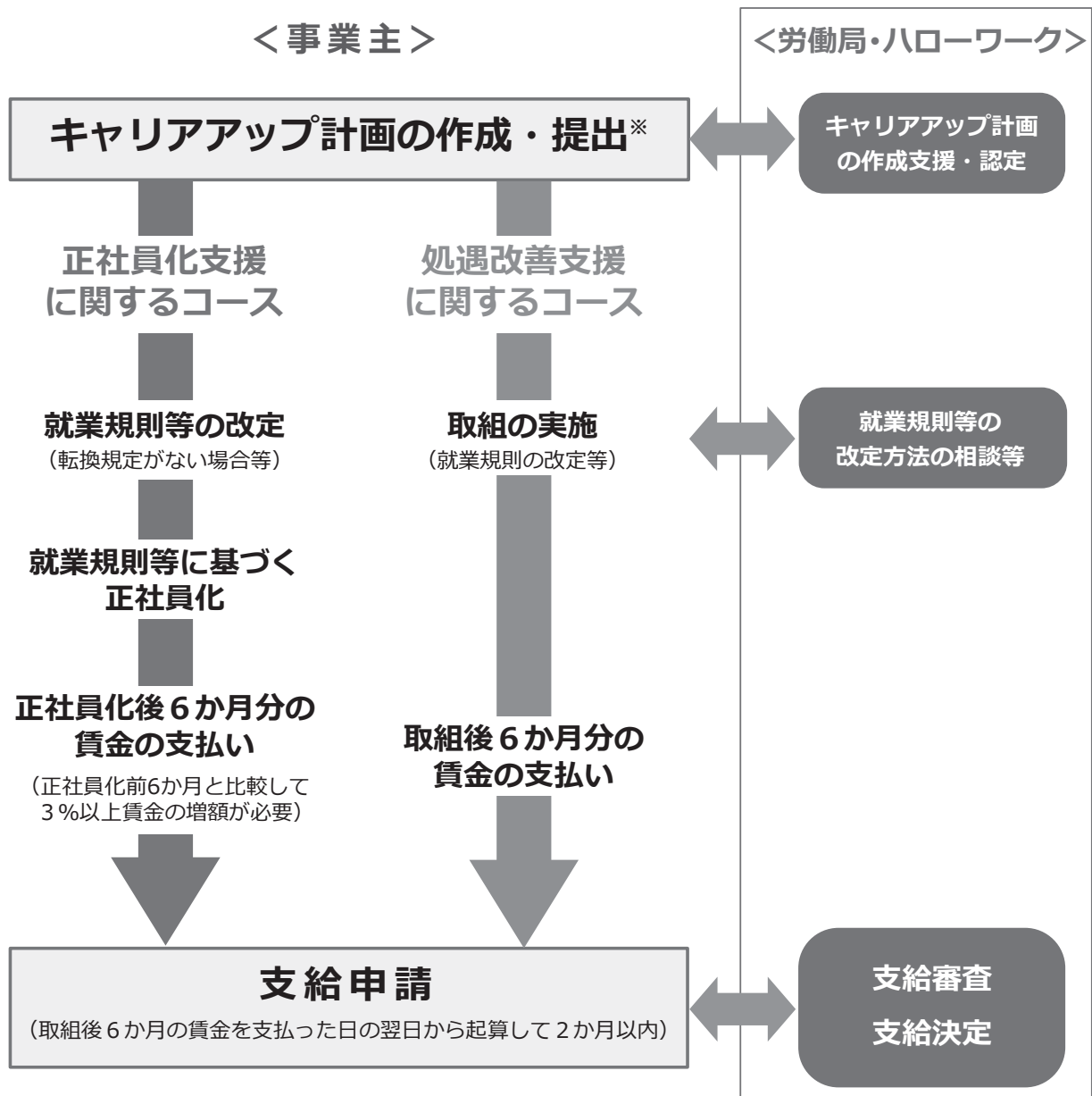
助成内容		助成額		
			中小企業の場合	大企業の場合
正社員化支援	正社員化コース 有期雇用労働者等を 正社員化(※) した場合（1人当たり） ※ 正規雇用労働者等へ転換または派遣労働者を正規雇用労働者等として直接雇用すること。 正規雇用労働者には「多様な正社員（勤務地限定・職務限定・短時間正社員）」を含みます。	①有期 → 正規	80万円	60万円
		②無期 → 正規	40万円	30万円
	※ 派遣労働者を派遣先で正規雇用労働者で直接雇用する場合に加算 1人当たり28.5万円（大企業も同額） ※ 対象者が母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合に加算 ①：1人当たり9.5万円 ②：4.75万円（大企業も同額） ※ 人材開発支援助成金の訓練修了後に正社員化した場合に加算 （自発的職業能力開発訓練または定額制訓練 以外 の訓練修了後） ①：1人当たり9.5万円 ②：4.75万円（大企業も同額） （自発的職業能力開発訓練または定額制訓練修了後） ①：1人当たり11万円 ②：5.5万円（大企業も同額） ※ 正社員転換等制度を新たに規定し、当該区分に転換等した場合に加算 1事業所当たり20万円（大企業の場合、15万円） ※ 多様な正社員制度(注)を新たに規定し、当該区分に転換等した場合に加算 （注：勤務地限定・職務限定・短時間正社員いずれか1つ以上） 1事業所当たり40万円（大企業の場合、30万円）			
	障害者正社員化コース 障害のある有期雇用労働者等を 正規雇用労働者等に転換 した場合（1人当たり） ※ 正規雇用労働者には「多様な正社員（勤務地限定・職務限定・短時間正社員）」を含みます。	① 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者の場合		
		有期 → 正規	120万円	90万円
		有期 → 無期	60万円	45万円
		無期 → 正規	60万円	45万円
		② 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者 以外 の場合		
		有期 → 正規	90万円	67.5万円
	有期 → 無期	45万円	33万円	
無期 → 正規	45万円	33万円		
※ 助成額が支給対象期間における対象労働者に対する賃金の額を超える場合には、当該賃金の総額を上限額として支給します。				
処遇改善支援	賃金規定等改定コース 有期雇用労働者等の基本給の 賃金規定等を3%以上増額改定 し、その規定を適用させた場合（1人当たり）	3%以上5%未満	5万円	3.3万円
		5%以上	6.5万円	4.3万円
	※ 「職務評価」の手法の活用により増額改定を実施した場合に加算 1事業所当たり20万円（大企業の場合、15万円）			
	賃金規定等共通化コース 有期雇用労働者等と 正規雇用労働者との共通の賃金規定等 を新たに規定・適用した場合	1事業所当たり	60万円	45万円
	賞与・退職金制度導入コース 有期雇用労働者等を対象に 賞与・退職金制度を導入 し、支給または積立を実施した場合	1事業所当たり	40万円	30万円
		※ 同時に導入した場合に加算 16.8万円（大企業の場合、12.6万円）		
	社会保険適用時処遇改善コース 短時間労働者に以下のいずれかの取組を行った場合（1人当たり） ①新たに社会保険の被保険者となった際に、 手当支給・賃上げ・労働時間延長 を行った場合 ② 労働時間を延長して新たに社会保険の被保険者 とした場合	手当等支給メニュー	50万円	37.5万円
併用メニュー		50万円	37.5万円	
労働時間延長メニュー		30万円	22.5万円	

※ 短時間労働者労働時間延長コースは令和6年3月31日を以て廃止し、当該日に行った取組まで助成を受けられます。

- ◆ 支給要件の詳細や助成上限（人数・回数等）については、裏面ご案内のホームページよりご確認ください。
- ◆ 正社員化コース、障害者正社員化コース、社会保険適用時処遇改善コースは、各支給対象期の取組を講じた場合の合計額です。

キャリアアップ助成金の申請までの流れ

「キャリアアップ助成金」の活用にあたっては、
各コースの実施日の前日までに「キャリアアップ計画」の提出が必要です。



※ 計画の提出（支給申請）は、窓口への持参、郵送、電子申請によって行うことができます。

◆ 詳しくは、最寄りの都道府県労働局またはハローワークにお問い合わせください。

◆ パンフレット、申請様式、Q&Aは厚生労働省ホームページに掲載しています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html

キャリアアップ助成金 検索



事業主の皆さんへ

アルバイトの労働条件を確かめよう！ ～キャンペーン実施中～ 令和6年4月1日～7月31日

1

アルバイトを雇うときに、書面で労働条件を示していますか？



※労働者が希望した場合には、メール等(プリントできるもの)での明示も可能です

2

勤務シフトは適切に設定されていますか？
(学生の場合は、学業と両立できるよう配慮していますか？)



3

アルバイトについても、労働時間を適正に把握していますか？



4

アルバイトに、商品を強制的に購入させたりしていませんか？



5

アルバイトの遅刻や欠勤に対して、あらかじめ損害賠償額などを定めたりしていませんか？



労働条件の悩み解消に役立つ情報

ポータルサイト **確かめよう労働条件**



詳しくは
コチラ

1 アルバイトを雇うときも、書面による労働条件の明示が必要です

- 雇い始めてから、「最初の話と違う」といったトラブルが起こらないように、会社から労働条件通知書などの書面を交付し、労働条件を明示する必要があります。特に次の7項目については必ず書面で明示しなければなりません。
- 労働者が希望した場合には、メール、FAX等（印刷できるもの）による明示も可能です。
 - ①契約はいつまでか（労働契約の期間に関する事）
 - ②契約期間の定めがある契約を更新する際のきまり（更新の有無、更新上限、更新する場合の判断のしかたなど）
 - ③どこでどんな仕事をするのか（仕事をする場所、仕事の内容、これらの変更の範囲）
 - ④勤務時間や休みはどうなっているのか（仕事の始めと終わりの時刻、残業の有無、休憩時間、休日・休暇、交代制勤務のローテーションなど）
 - ⑤バイト代（賃金）はどのように支払われるのか（バイト代の決め方、計算と支払いの方法、支払日）
 - ※バイト代などの賃金は都道府県ごとに「最低賃金」が定められており、これを下回ることはいけません。
 - また、高校生アルバイトや雇入れ後の研修期間中も、最低賃金額以上の賃金を支払う必要があります。
 - ⑥辞めるときのきまり（退職・解雇に関する事）
 - ⑦その契約期間内に労働者が労働契約法第18条第1項の無期転換申込みをすることができることとなる有期労働契約の締結の場合においては、無期転換申込みに関する事項及び無期転換後の労働条件

2 学業とアルバイトが両立できるようなシフトを適切に設定しましょう

- 大学生等に対するアルバイトに関する意識調査（平成27年厚生労働省実施）では、「試験の準備期間や試験期間中に休めなかったり、授業に出られないほどのシフトを入れられた、または変更された」といった回答がありました。学生は学業が本分であり、学業とアルバイトが適切な形で両立できる環境を整えるよう配慮する必要があります。
- 採用時に合意したシフトの変更などの労働契約の内容の変更については、労働契約法第8条により労働者と使用者の合意が必要であり、使用者が一方的に急なシフト変更を命じることはできません。

3 学生アルバイトの労働時間を適切に把握する必要があります

- アルバイトも、労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、適正に記録する必要があります。
- 就業を命じた業務に必要な準備や片付けの時間、参加することが業務上義務づけられている研修・教育訓練を受講していた時間も労働時間となります。
- 原則として労働時間の端数は1分でも切り捨てることはできません。
- アルバイトにも残業手当の支払いは必要です。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/roudouzikan/070614-2.html

4 商品を強制的に購入させることはできません また、一方的その代金を賃金から控除することもできません

- アルバイトが希望していないのに、商品を強制的に購入させることはできません。アルバイト本人が希望して商品を購入した場合でも、賃金から、労使協定なしに一方的に商品代金を差し引くことは、労働基準法違反です。

5 アルバイトの遅刻や欠勤等に対して、あらかじめ損害賠償等を定めることや労働基準法に違反する減給制裁はできません

- アルバイトの遅刻や欠勤などによる労働契約の不履行や不法行為に対して、あらかじめ損害賠償等を定めることはできません。
- 遅刻を繰り返すなどにより職場の秩序を乱すなどの規律違反をしたことへの制裁として、就業規則に基づいて、本来受けるべき賃金の一部を減額する場合でもあっても無制限に減給することはできません。1回の減給金額は平均賃金の1日分の半額を超えてはなりません。また、複数にわたって規律違反をしたとしても、減給の総額が一賃金支払期における金額（月給制なら月給の金額）の10分の1以下でなくてはなりません。

平日夜間・土日祝の相談は
労働条件相談ほっとラインへ!

☎ 0120-811-610 無料
月～金：17時～22時
土・日・祝日：9時～21時



WFL5144<06>

令和5年青梅署管内労働災害発生状況

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
362	358	354	350	347

青梅署14次防目標値→

死傷 災害発生状況(2月29日現在)
現在 349 件
前年同期 348 件

死亡 災害発生状況(2月29日現在)
現在 2 件
前年同期 3 件

青梅署14次防(1年目)目標値
死傷(4日以上) (前年比) (-1.09%) 362 件以内
死亡 0 件以内

増減率(%)	0.3 %	増減率(%)	-33.3 %
月別目標及び実績 (1年目)実績(月別速報値)→ 前年実績(月別確定値)→ 署14次防(1年目)目標値(月別)→	1月 31 (36) 67 (29) 96 (27) 123 (31) 154 (32) 186 (38) 224 (29) 253 (28) 281 (24) 305 (25) 330 (19) 349	2月 32 (31) 63 (30) 93 (26) 119 (24) 143 (22) 165 (27) 192 (25) 217 (30) 247 (36) 283 (36) 319 (29) 348	3月 61 92 122 153 183 214 244 275 305 336 362

2月度 達成率(死傷) (速報値)	349件/362件 (-3.6%)	目標内
達成率(死亡) (速報値)	2件/0件 (200%)	超過
全国	2023 166,009 (759)	2022 275,733 (760)
東京	13,932 (45)	24,121 (51)
()内は死亡者数		
増減率	-39.8	-0.1
	-42.2	-11.8

令和5年 死傷災害発生状況 (6年2月末日現在)

その1 署別・業種別	青梅労働基準監督署																					
青梅	78	39	16	18	4	5	51	40	5	57	40	44	28	28	19	13	1	24	1	3	10	349
増減率(%)	14.7	56.0	33.3	52.0	100.0	400.0	4.1	-7.0	25.0	1.8	0.0	-30.2	-33.3	-3.4	-13.6	0.0	-80.0	-7.7	100.0	-40.0	-33.3	0.3
全業種中の割合	22.3%	11.2%	4.6%	5.2%	1.1%	1.4%	14.6%	11.5%	1.4%	16.3%	11.5%	12.6%	8.0%	8.0%	5.4%	3.7%	0.3%	6.9%	0.3%	0.9%	2.9%	100.0%
	19.5%	7.2%	3.4%	3.4%	0.6%	0.3%	14.1%	12.4%	1.1%	16.1%	11.5%	18.1%	12.1%	8.3%	6.3%	3.7%	1.4%	7.5%	0.0%	1.4%	4.3%	100.0%

(注1) 上段は本年2月末日現在(速報値) 下段は前年同期(速報値) (注2) データは労働者死傷病報告による死亡及び休業4日以上の災害。

令和5年 死亡災害発生状況 (6年2月末日現在)

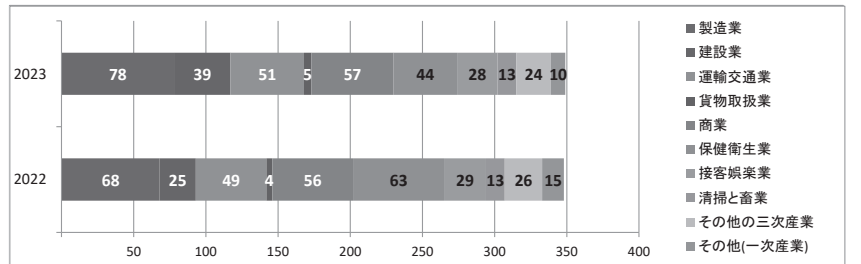
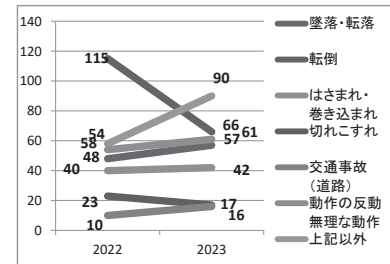
その1 署別・業種別	青梅労働基準監督署																					
青梅																			1		1	2
全業種中の割合	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 上段は本年2月末日現在(速報値) 下段は前年同期(速報値)

令和5年 事故の型別・死傷災害発生状況 (6年2月末日現在)

業種別・事故の型別	青梅労働基準監督署																					
墜落・転落	13	11	4	4		3	12	11	2	6	5	5	3	4	1				2		2	57
増減率(%)	116.7	175.0	100.0	300.0	-100.0	200.0	20.0	10.0	0.0	-40.0	25.0	0.0	50.0	33.3	-50.0	-100.0	-100.0	200.0	-	-	-66.7	18.8
転倒	12	2		2	1		6	5	2	12	9	12	7	9	6	4	1	7	1	1	1	66
増減率(%)	-7.7	-60.0	-100.0	-33.3	100.0	-	-50.0	-50.0	100.0	-40.0	-35.7	-57.1	-65.0	-47.1	-45.5	-20.0	-41.7	100.0	-	-	-50.0	-42.6
はさまれ・巻き込まれ	17	6	4			2	3	3	1	5	3	2	1	1				3		1	2	42
増減率(%)	-15.0	50.0	300.0	-100.0	-	200.0	-25.0	-25.0	0.0	25.0	0.0	0.0	-50.0	100.0	-	0.0	-	50.0	-	100.0	100.0	5.0
切れこすれ	5	3	2	1						1	1										3	17
増減率(%)	-50.0	-25.0	-33.3	0.0	-	-	-100.0	-100.0	-	-66.7	-66.7	-	-	25.0	25.0	-	-	-	-	-	200.0	-26.1
交通事故(道路)							11	3		4	4										1	16
増減率(%)	-100.0	-	-	-	-	-	266.7	50.0	-	300.0	300.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-100.0	60.0
動作の反動 無様な動作	11	5	2	3	1		6	6		15	13	14	8	2	2					8		61
増減率(%)	37.5	25.0	100.0	0.0	0.0	-	-45.5	-33.3	-	36.4	62.5	7.7	-20.0	0.0	0.0	-100.0	-	166.7	-	-	-100.0	13.0
上記以外	20	12	4	8	2		13	12		14	5	11	9	7	5	7		3		1	3	90
増減率(%)	-10.0	-16.7	-50.0	-25.0	-50.0	-	-15.4	-16.7	-	-14.3	-33.3	-18.2	-11.1	-14.3	-14.3	-14.3	-	100.0	-	-	-100.0	-11.1

(注1) 上記表の上段は本年2月末日現在(速報値) 下段は前年同期(速報値)、(注2) データは労働者死傷病報告による死亡及び休業4日以上の災害。



14次防自主点検に関する調査結果報告

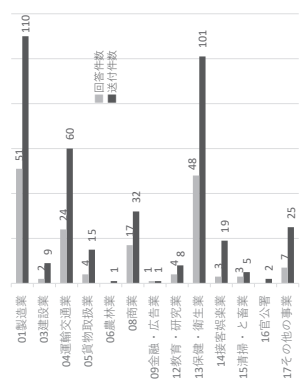
令和6年2月
青梅労働基準監督署 安全衛生課

自主点検実施概要

1 調査の目的
青梅労働基準監督署14次労働災害防止計画の現状KPI（Key Performance Indicator、重要業績評価指標）を自主点検にて実施し、それぞれの傾向分析を行うとともに、その結果を踏まえて有効な対策を検討し、事業場の安全衛生水準向上を図ることを目的としている。

2 調査の対象
青梅労働基準監督管内において
① 令和5年4月時点で労働者が50人以上在籍している事業場
② 外国人を雇用している事業場
③ 運輸・交通業、貨物取扱業の事業場
④ 労働者死傷病報告を提出した事業場
⑤ 各種講習会対象事業場

上記から無作為抽出とした。



自主点検実施概要

3 調査の時期
令和5年5月から10月までとする。

4 調査事項
第14次労働災害防止計画に基づき実態把握と取組促進事項の特定に役立てるために以下の安全衛生に関する自主点検項目について調査を行った。

- ① 転倒・災害防止対策について
 - ② 高年齢労働者の安全と健康確保
 - ③ メンタルヘルス対策について
 - ④ 産業保健サービスについて
 - ⑤ 熱中症災害防止について
- 5 調査の方法
調査対象事業場に自主点検回答票を郵送し、対象事業場担当者が記入した後、返送する形式とした。
- 6 アンケート形式
集計・分析のしやすさを優先し「はい」、「いいえ」の単一選択方式を選択した。
- 7 有効回答率 42%（回収事業場数164 / 対象事業場数388）

調査事項

- 高年齢労働者の安全と健康確保
- 転倒災害対策：ハート・ソフトライト面対策に関する質問：

質問事項	回答
1 職場では、転倒防止のための床面等の滑り止め対策を実施していますか？	はい いいえ
2 転倒リスクの高い箇所（例：階段、段差、床面の材料等）に手すり等を設置していますか？	はい いいえ
3 作業場や通路において、転倒を引き起こす可能性のある障害物等は適切に管理していますか？	はい いいえ
4 照明や標示物による視認性の改善が行われていますか？	はい いいえ
5 転倒災害防止のための適切な作業靴を使用していますか？	はい いいえ

- ソフトライト面対策に関する質問：

質問事項	回答
1 職場や施設では、転倒予防のための従業員教育やトレーニングを実施していますか？	はい いいえ
2 転倒リスクに対する注意喚起や適切な行動指針を提供していますか？	はい いいえ
3 転倒災害予防に関する懸念を報告しやすい環境にしていますか？	はい いいえ
4 転倒災害の報告や事例の共有が行われていますか？その情報を活用して予防対策が進められていますか？	はい いいえ
5 事業所内では、転倒災害予防に関する提議や改善要望を受け付ける仕組みがありますか？	はい いいえ

調査事項

- 高年齢労働者向け対応について

質問事項	回答
1 高年齢労働者向けに特別な負担・作業環境の調整等を行っていますか？	はい いいえ
2 高年齢労働者向けの安全教育や健康促進プログラムを実施していますか？	はい いいえ
3 高年齢労働者に対し健康・能力等の問題、変化について面談対応等を行っていますか？	はい いいえ
4 作業負荷調整やストレス対応をしていますか？	はい いいえ

- メンタルヘルス対策について

質問事項	回答
1 メンタルヘルスに対する取組（ストレスチェック等）を行っていますか？	はい いいえ
2 メンタルヘルスに関する情報や教育プログラムを実施していますか？	はい いいえ
3 ストレスやメンタルヘルスの問題について面談等の対応をしていますか？	はい いいえ
4 働きやすい環境を提供するため働き方改革（ワークライフバランス等）をしていますか？	はい いいえ
5 ストレス管理やリラクスセッション等を提供していますか？	はい いいえ
6 メンタルヘルスに関する相談窓口等を提供していますか？	はい いいえ

- 産業保健サービスについて

質問事項	回答
1 産業保健活動を行うための必要な産業保健スタッフはいますか？	はい いいえ
2 産業保健スタッフに対して必要な研修等を受けさせていますか？	はい いいえ
3 治療と仕事の両立を支援するための制度を確立していますか？	はい いいえ

調査事項

●熱中症災害防止について

質問事項	回答
1 暑さ指数(例: WBGT)や熱中症警戒レベル(例: 熱中症警戒レベル)について、ご存じですか?	はい
2 暑さ指数の指標提供や注意喚起を体験したことがありますか?	はい
3 暑さ指数を利用して、熱中症予防の意識や活動や制限・管理したことがありますか?	はい
4 熱中症予防対策の一環として、暑さ指数を定期的にチェックしていますか?	はい
5 暑さ指数の情報を提供していますか? (例: 放送、ウェブサイト、アプリ、掲示物等)	はい
6 暑さ指数を量に適切なサポートをしたことがありますか? (水分摂取、適切な休憩、適切な服装等)	はい

6

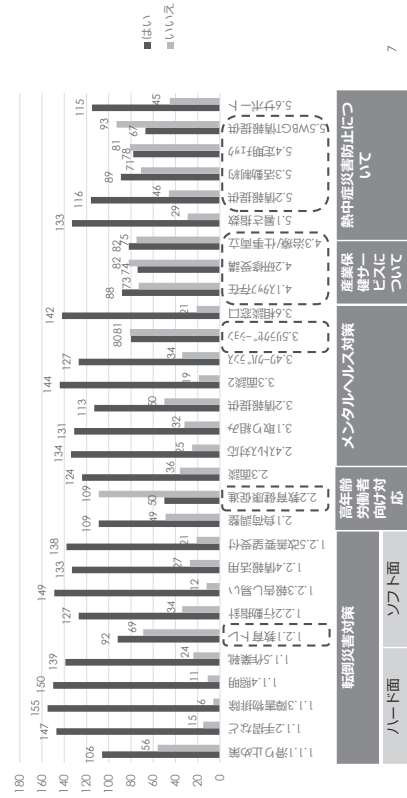
自主点検回答 有意性検証

今回のアンケートは「はい」、「いいえ」形式につき「はい」の回答に対する有意性を「95%簡易信頼区間 ※1」で検証してみた。
信頼区間に入っていた場合は、有意性ありとした。

※1 簡易平均値の誤差 = $1.96 \times \text{SQRT}(\text{はい平均値} - \text{いいえ平均値} / \text{合計})$

8

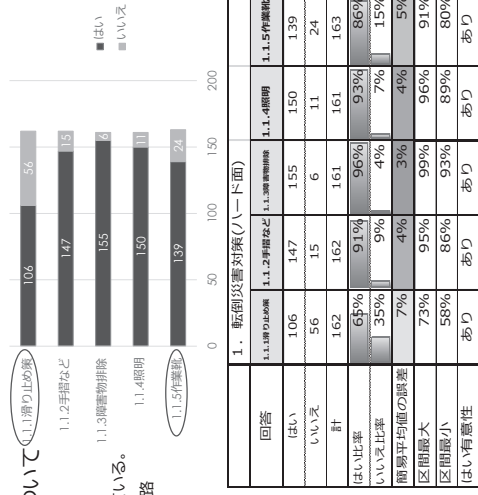
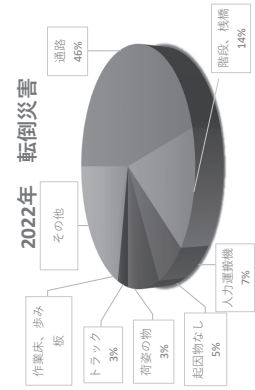
自主点検回答 全体傾向



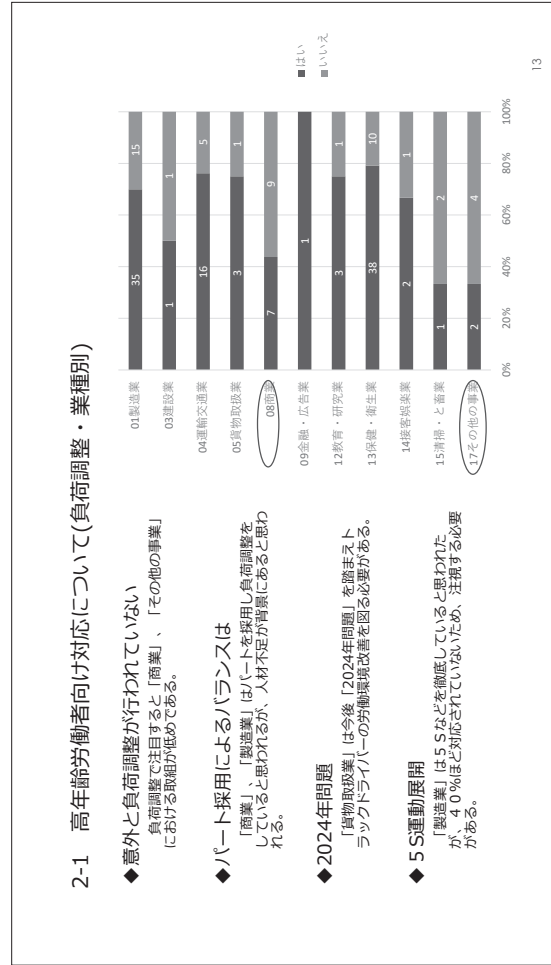
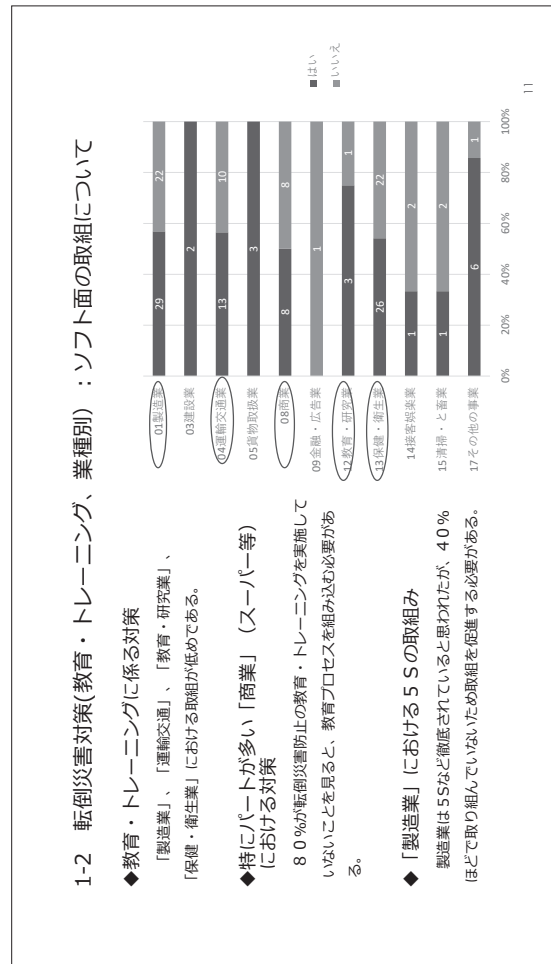
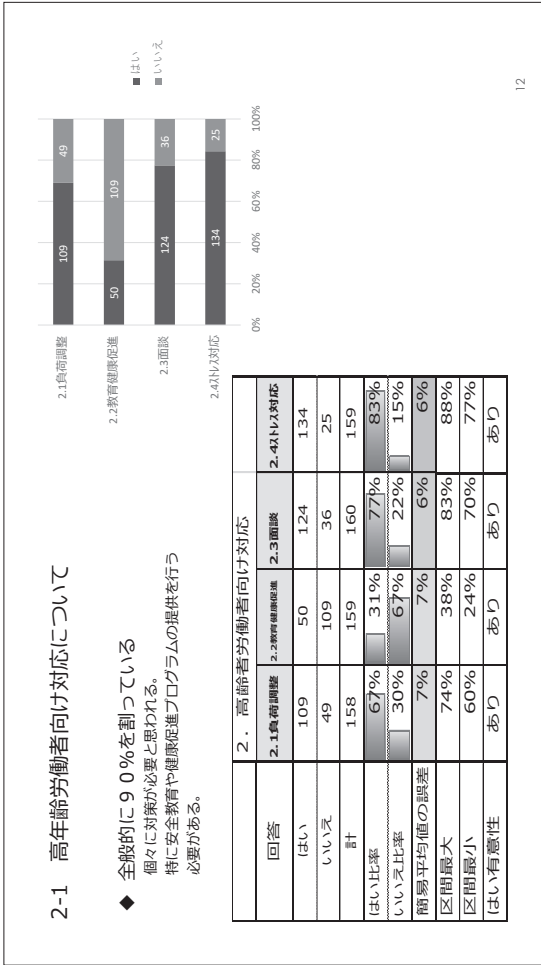
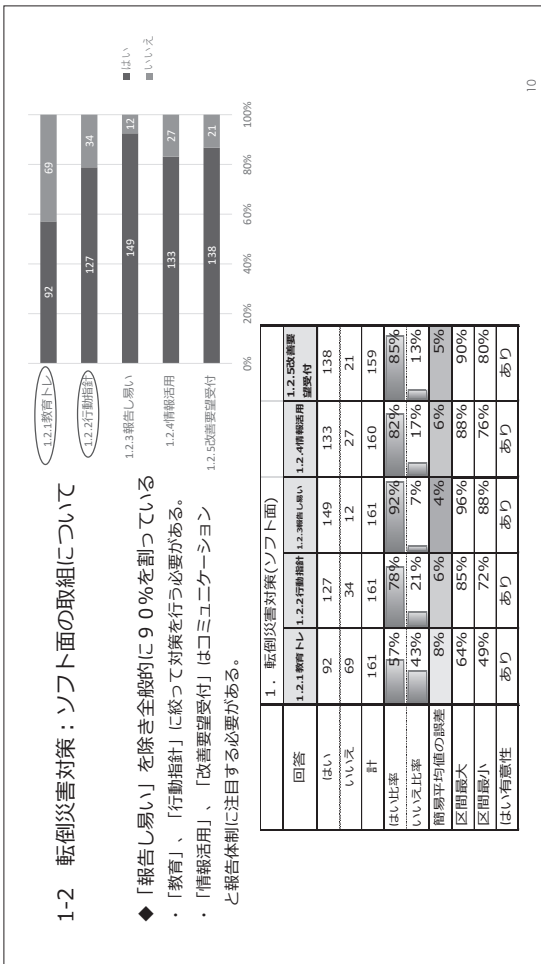
7

1-1 転倒災害対策：ハード面の取組について

事業場内のハード面に関する問いに対して
◆「滑り止め」「作業靴」を除き90%以上取組をしている。
2022年 転倒災害の内、滑り災害の大半は作業床・通路の濡れによるもの及び段差におけるものが多い。



9



3 メンタルヘルズ対策について

◆「情報提供」並びに「リラクゼーション」
 「面談・相談窓口」が多いものの「情報提供」並びに「リラクゼーション」の対策が少ない。
 休憩室がない、風通しが悪いことも要因であるか確認が必要である。

◆「相談窓口」については88%と高い。
 ハラスメント対応が運んでいるとみられるが、運用が適切に対応されているか確認が必要である。

項目	はい	いいえ
3.1取組細目	131	32
3.2情報提供	113	50
3.3面談	144	19
3.4カウンセラー	127	34
3.5休室	80	81
3.6相談窓口	142	21

3.メンタルヘルズ対策		3.1取組細目	3.2情報提供	3.3面談	3.4カウンセラー	3.5休室	3.6相談窓口
回答	はい	131	113	144	127	80	142
	いいえ	32	50	19	34	81	21
計		163	163	163	161	161	163
はい比率		81%	70%	89%	78%	49%	88%
いいえ比率		20%	31%	12%	21%	50%	13%
調査平均値の偏差		6%	7%	5%	6%	8%	5%
区間最大		87%	77%	94%	85%	57%	93%
区間最小		75%	63%	84%	72%	42%	82%
はい有意性		あり	あり	あり	あり	あり	あり

14

4 産業保健サービスについて

◆ 全般的に半数実施している
 各事項について取組促進が必要である。
 ※真に事故や健康上のリスクに対して備えているか継続分析が必要である。

4. 産業保健サービス		4.11的存在	4.2研修受講	4.3治療/仕事面立
回答	はい	88	74	82
	いいえ	73	82	75
計		161	156	157
はい比率		54%	46%	51%
いいえ比率		45%	51%	46%
調査平均値の偏差		8%	8%	8%
区間最大		62%	53%	58%
区間最小		47%	38%	43%
はい有意性		あり	あり	あり

16

3 メンタルヘルズ対策について (業種別)

◆「製造業」、「建設業」、「商業」における取組みが少ない
 「情報提供、休室」面で具体的に何が不足と考えているのか、確認が必要である。

業種	はい	いいえ
01製造業	55	47
03建設業	4	17
04運輸交通業	29	7
05貨物取扱業	17	1
08商業	1	17
09金融・広告業	7	1
12教育・研究業	65	30
13保健・衛生業	1	5
14接客接客業	1	5
15清掃・と畜業	10	4
17その他の事業	10	4

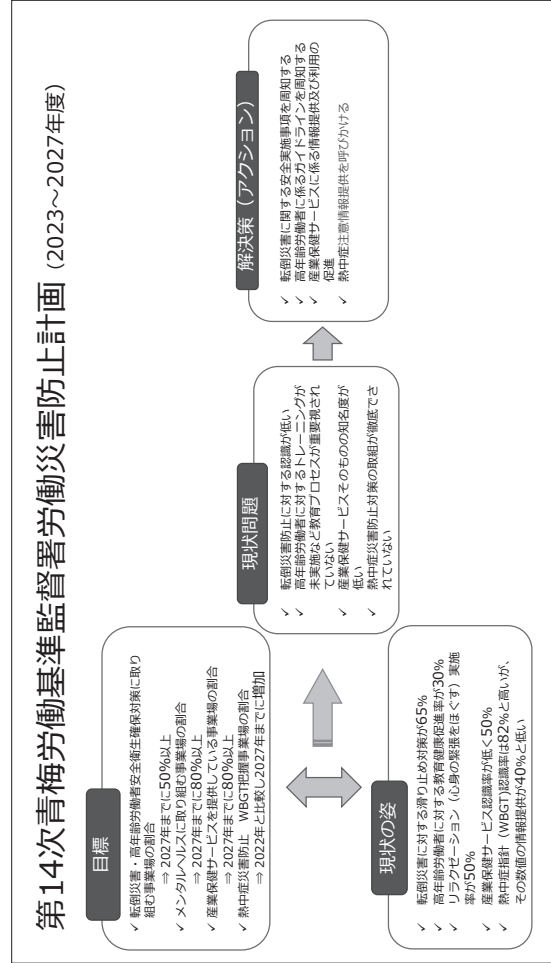
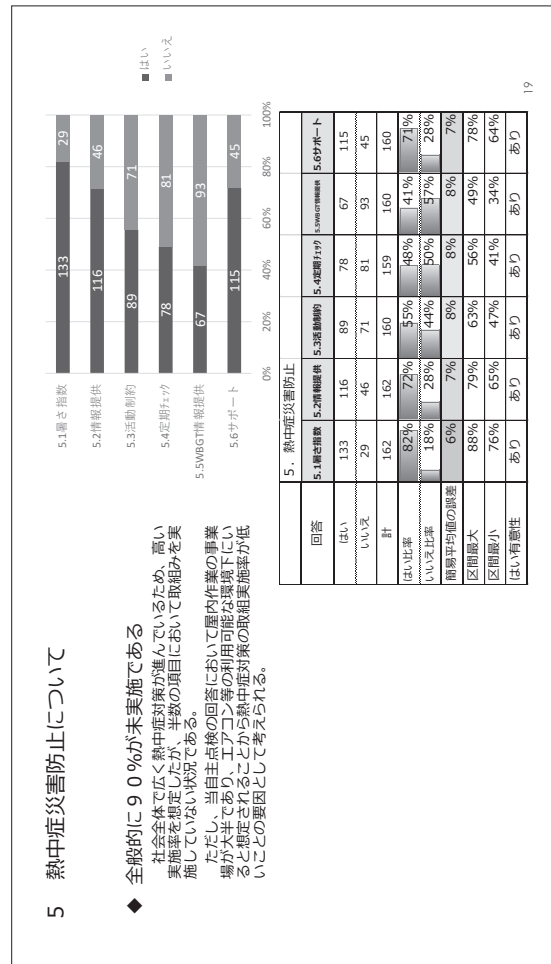
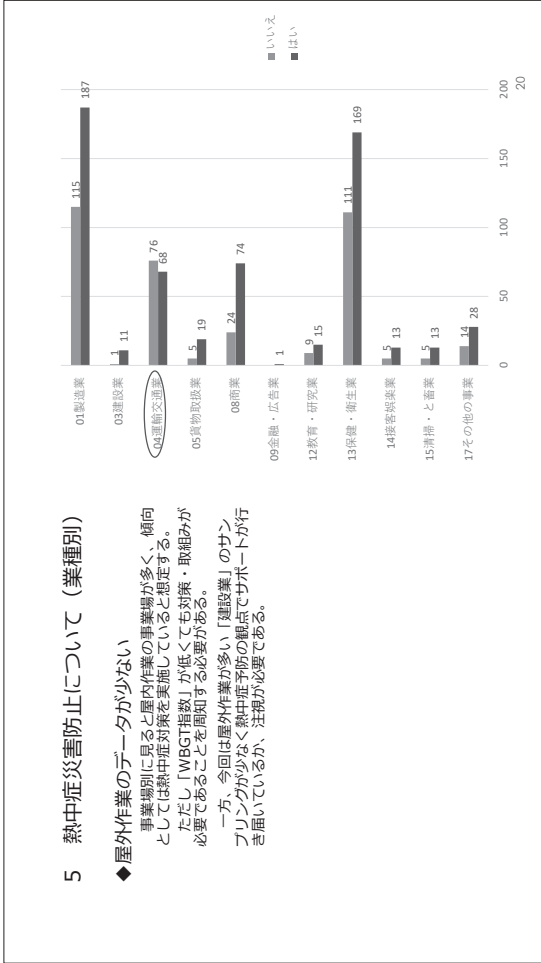
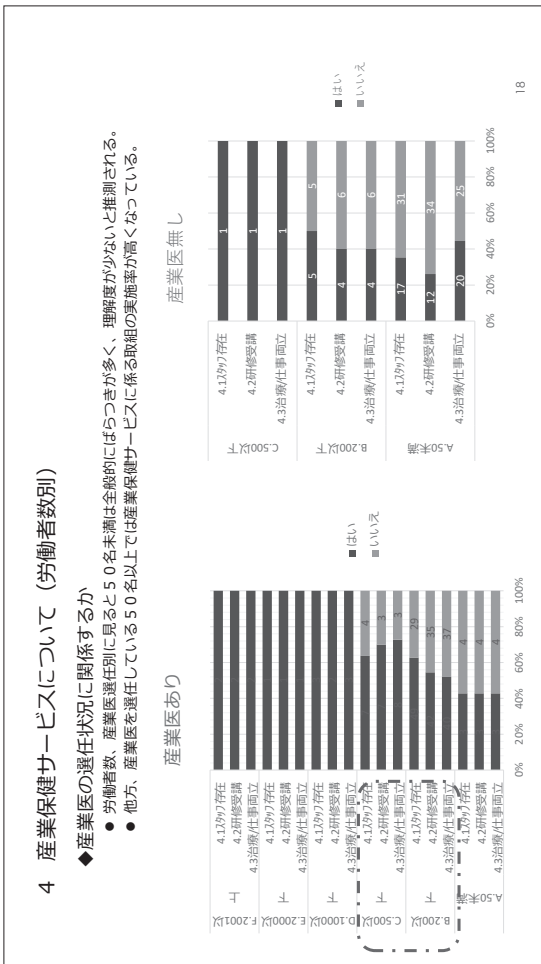
15

4 産業保健サービスについて (業種別)

◆ 全般的に「産業保健サービス」に関する制度、活動内容についての理解度「産業保健サービス」に関する制度、活動内容について取組が低調である。
 ◆サンプリングが必要
 特に「製造業」、「運輸交通」、「商業」、「保健・衛生業」についてはさらにサンプリングし確認が必要である。

業種	はい	いいえ
01製造業	75	73
03建設業	1	5
04運輸交通業	31	38
05貨物取扱業	9	3
08商業	20	28
09金融・広告業	2	2
12教育・研究業	11	1
13保健・衛生業	78	63
14接客接客業	2	5
15清掃・と畜業	4	5
17その他の事業	11	9

17



令和6年度 労働保険の年度更新が始まります。



安心して働きたい！

令和
6年度

申告と納付はお早めに

労働保険の年度更新

(労災保険・雇用保険)

6.3月 ~ 7.10水

- 年度更新申告書は5月末頃に送付する予定です。●口座振替による納付が便利です。
- 電子申請は時間帯を問わず、いつでも申請が可能です。是非ご利用ください。

厚生労働省年度更新お知らせページ [年度更新](#) [お知らせ](#)

【申告書等書類について】

年度更新にかかる申告書等書類一式につきましては、例年同様、5月末に発送予定ですが、厚生労働省ホームページにも「令和6年度年度更新申告書の書き方」等を掲載していますので、ご参照ください。

また、郵送で提出する際には、同封の返信用封筒をご利用頂くようお願いいたします。

なお、年度更新申告書の作成につきましては、厚生労働省動画チャンネルにおいて動画配信を予定しておりますので、ご活用ください。

【雇用保険料率】

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりです（令和5年度と同率です）

事業の種類	負担者	② 事業主負担			①+② 雇用保険料率
		① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率	
一般の事業		6/1,000	9.5/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
(令和5年度)		6/1,000	9.5/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業		7/1,000	10.5/1,000	3.5/1,000	17.5/1,000
(令和5年度)		7/1,000	10.5/1,000	3.5/1,000	17.5/1,000
建設の事業		7/1,000	11.5/1,000	4.5/1,000	18.5/1,000
(令和5年度)		7/1,000	11.5/1,000	4.5/1,000	18.5/1,000

(枠内の下段は令和5年4月～令和6年3月の雇用保険料率)

【労災保険率が変わります】

令和6年度から労災保険率、労務費率、第2種特別加入保険料率を改定します。

1. 労災保険率の改定 (令和6年4月1日改定)

事業の種類	番号	事業の種類	労災保険率	
			新	旧
林業	02・03	林業	52/1,000	60/1,000
漁業	11	海面漁業（定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く）	18/1,000	18/1,000
	12	定置網漁業又は海面魚類養殖業	37/1,000	38/1,000
鉱業	21	金属鉱業、非金属鉱業（石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く）又は石灰石鉱業	88/1,000	88/1,000
	23	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	13/1,000	16/1,000
	24	原油又は天然ガス鉱業	2.5/1,000	2.5/1,000
	25	採石業	37/1,000	49/1,000
	26	その他の鉱業	26/1,000	26/1,000
建設事業	31	水力発電施設、ずい道等新設事業	34/1,000	62/1,000
	32	道路新設事業	11/1,000	11/1,000

建設事業	33	舗装工事業	9/1,000	9/1,000
	34	鉄道又は軌道新設事業	9/1,000	9/1,000
	35	建築事業（既設建築物設備工事業を除く）	9.5/1,000	9.5/1,000
	38	既設建築物設備工事業	12/1,000	12/1,000
	36	機械装置の組立て又は据付けの事業	6/1,000	6.5/1,000
	37	その他の建設事業	15/1,000	15/1,000
製造業	41	食料品製造業	5.5/1,000	6/1,000
	42	繊維工業又は繊維製品製造業	4/1,000	4/1,000
	44	木材又は木製品製造業	13/1,000	14/1,000
	45	パルプ又は紙製造業	7/1,000	6.5/1,000
	46	印刷又は製本業	3.5/1,000	3.5/1,000
	47	化学工業	4.5/1,000	4.5/1,000
	48	ガラス又はセメント製造業	6/1,000	6/1,000
	66	コンクリート製造業	13/1,000	13/1,000
	62	陶磁器製品製造業	17/1,000	18/1,000
	49	その他の窯業又は土石製品製造業	23/1,000	26/1,000
	50	金属精錬業（非鉄金属精錬業を除く）	6.5/1,000	6.5/1,000
	51	非鉄金属精錬業	7/1,000	7/1,000
	52	金属材料品製造業（鋳物業を除く）	5/1,000	5.5/1,000
	53	鋳物業	16/1,000	16/1,000
	54	金属製品製造業又は金属加工業（洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめっき業を除く）	9/1,000	10/1,000
	63	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業（めっき業を除く）	6.5/1,000	6.5/1,000
	55	めっき業	6.5/1,000	7/1,000
	56	機械器具製造業（電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く）	5/1,000	5/1,000
	57	電気機械器具製造業	3/1,000	2.5/1,000
	58	輸送用機械器具製造業（船舶製造又は修理業を除く）	4/1,000	4/1,000
59	船舶製造又は修理業	23/1,000	23/1,000	
60	計量器、光学機械、時計等製造業（電気機械器具製造業を除く）	2.5/1,000	2.5/1,000	
64	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	3.5/1,000	3.5/1,000	
61	その他の製造業	6/1,000	6.5/1,000	
運輸業	71	交通運輸事業	4/1,000	4/1,000
	72	貨物取扱事業（港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く）	8.5/1,000	9/1,000
	73	港湾貨物取扱事業（港湾荷役業を除く）	9/1,000	9/1,000
	74	港湾荷役業	12/1,000	13/1,000
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	81	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	3/1,000	3/1,000
その他の事業	95	農業又は海面漁業以外の漁業	13/1,000	13/1,000
	91	清掃、火葬又はと畜の事業	13/1,000	13/1,000
	93	ビルメンテナンス業	6/1,000	5.5/1,000
	96	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	6.5/1,000	6.5/1,000
	97	通信業、放送業、新聞業又は出版業	2.5/1,000	2.5/1,000
	98	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	3/1,000	3/1,000
	99	金融業、保険業又は不動産業	2.5/1,000	2.5/1,000
94	その他の各種事業	3/1,000	3/1,000	
船舶所有者の事業	90	船舶所有者の事業	42/1,000	47/1,000

2. 労務費率の改定（令和6年4月1日改定）

請負による建設事業において、賃金総額を正確に把握することが困難な場合に保険料の算定に使用する労務費率は、以下のように改定します。

事業の種類の分類	番号	事業の種類	請負金額に乗ずる率		
			新	旧	
建設事業	31	水力発電施設、ずい道等新設事業	19%	19%	
	32	道路新設事業	19%	19%	
	33	舗装工事業	17%	17%	
	34	鉄道又は軌道新設事業	19%	24%	
	35	建築事業（既設建築物設備工事業を除く）	23%	23%	
	36	既設建築物設備工事業	23%	23%	
	36	機械装置の組立て又は据付けの事業	組立て又は取付けに関するもの	38%	38%
			その他のもの	21%	21%
37	その他の建設事業	23%	24%		

3. 第2種特別加入保険料率の改定（令和6年4月1日改定）


事業又は作業の種類の番号	事業又は作業の種類	第2種特別加入保険料率	
		新	旧
特1	労働者災害補償保険法施行規則（以下「労災則」という）第46条の17第1号の事業（個人タクシー、個人貨物運送業者、原動機付自転車又は自転車を使用して行う貨物の運送の事業）	11/1,000	12/1,000
特2	労災則第46条の17第2号の事業（建設業の一人親方）	17/1,000	18/1,000
特3	労災則第46条の17第3号の事業（漁船による自営業者）	45/1,000	45/1,000
特4	労災則第46条の17第4号の事業（林業の一人親方）	52/1,000	52/1,000
特5	労災則第46条の17第5号の事業（医薬品の配置販売業者）	6/1,000	7/1,000
特6	労災則第46条の17第6号の事業（再生資源取扱業者）	14/1,000	14/1,000
特7	労災則第46条の17第7号の事業（船員法第1条に規定する船員が行う事業）	48/1,000	48/1,000
特8	労災則第46条の17第8号の事業（柔道整復師）	3/1,000	3/1,000
特9	労災則第46条の17第9号の事業（創業支援等措置に基づく事業を行う高年齢者）	3/1,000	3/1,000
特10	労災則第46条の17第10号の事業（あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師）	3/1,000	3/1,000
特11	労災則第46条の17第11号の事業（歯科技工士）	3/1,000	3/1,000
特12	労災則第46条の18第1号口の作業（指定農業機械作業従事者）	3/1,000	3/1,000
特13	労災則第46条の18第2号イの作業（職場適応訓練受講者）	3/1,000	3/1,000
特14	労災則第46条の18第3号イ又は口の作業（金属等の加工、洋食器加工作業）	14/1,000	15/1,000
特15	労災則第46条の18第3号ハの作業（履物等の加工の作業）	5/1,000	6/1,000
特16	労災則第46条の18第3号ニの作業（陶磁器製造の作業）	17/1,000	17/1,000
特17	労災則第46条の18第3号ホの作業（動力機械による作業）	3/1,000	3/1,000
特18	労災則第46条の18第3号ヘの作業（仏壇、食器の加工の作業）	18/1,000	18/1,000
特19	労災則第46条の18第2号口の作業（事業主団体等委託訓練従事者）	3/1,000	3/1,000
特20	労災則第46条の18第1号イの作業（特定農作業従事者）	9/1,000	9/1,000
特21	労災則第46条の18第4号の作業（労働組合等常勤役員）	3/1,000	3/1,000
特22	労災則第46条の18第5号の作業（介護作業従事者及び家事支援従事者）	5/1,000	5/1,000
特23	労災則第46条の18第6号の作業（芸能関係作業従事者）	3/1,000	3/1,000
特24	労災則第46条の18第7号の作業（アニメーション制作作業従事者）	3/1,000	3/1,000
特25	労災則第46条の18第8号の作業（情報処理システムの設計等の情報処理に係る作業従事者）	3/1,000	3/1,000

なお、第3種特別加入保険料率（海外で行われる事業に派遣される労働者等）はこれまでと同様「3/1,000」で改定はありません。

【電子申請について】

政府においては、電子申請普及に取り組んでおり、労働保険制度における適用徴収業務に関しても、電子申請の利用促進に努めております。


また、厚生労働省ホームページでは初期設定から年度更新申告書の作成、提出等について、「労働保険の電子申請説明動画」が掲載されていますので、参考にしてください。



労働保険の申請は、 カンタン・便利な電子申請で！！

**これまでの書面手続に比べて、
電子申請は簡単・便利！**

**自宅やオフィス、社労士事務所から、
インターネットを経由して、24時間
いつでも申請や届出ができます。**



★ いつでもどこでも手続可能！

労働局や労働基準監督署の窓口に出向く必要はありません。
窓口での待ち時間がなく、自宅やオフィスにしながら申請や届出ができます。
窓口の開設時間にとらわれず、24時間365日、いつでも手続が可能です。

★ 簡単・スピーディに申請！

大量の申請書類への記入も、電子申請ならデータでスピーディに処理できます。
毎年提出する年度更新申告であれば、前年度の申請情報を取り込めるので、入力の変更と修正だけ！入力チェック機能や計算機能があるので、記入漏れや記入ミスも防げます。

★ ムダな時間やコストも削減！

申請・届出用紙の入手は不要！申請内容によっては複数の手続をまとめて申請できるので、書類申請のための移動費・手数料・人件費などのコストを削減できます。
GビズIDやマイナンバーカードを使うと、電子証明書の取得費用はかかりません。
(労働保険関係手続(一部手続は除く)について、GビズIDを利用して手続することができます。また、マイナンバーカード等のICカード形式の電子証明書を利用する場合、ICカードリーダーは別途必要です。)

【口座振替納付について】

労働保険料等の口座振替納付とは、事業主の皆様が口座を開設している金融機関に口座振替納付の申込みをすることで、届出のあった口座から労働保険料及び一般拠出金を引き落としとして納付するものです。

事業主・労働保険事務組合の皆さまへ

労働保険料は口座振替が便利です！

労働保険料や一般拠出金の納付には口座振替が利用できます
メリットも多数ありますので、ぜひ口座振替をご活用ください！



2024（令和6）年度第1期分より、
対象金融機関に「ゆうちょ銀行」が加わりました！

口座振替による納付のメリット

- ① 保険料納付のために、毎回金融機関の窓口へ行く手間や待ち時間が解消されます
- ② 納付の忘れや遅れがなくなるため、延滞金を課される心配がありません
※口座振替の手続を一度行えば、次の納期以降も継続して引き落としが行われます。
- ③ 手数料はかかりません
- ④ 保険料の引き落としに最大約2か月ゆとりができます

引き落としのゆとりについて

保険料を延納（分割納付）している場合、第1期、第2期、第3期での分割で口座振替の引き落としが行われます。

	全期または第1期	第2期	第3期
通常の納期限	7月10日	10月31日※	1月31日※
口座振替による納付日（引き落とし日）	9月6日	11月14日	2月14日
ゆとり日数	58日	14日	14日

※労働保険事務組合は、第2期、第3期の納期限がそれぞれ11月14日、2月14日であり、口座振替による納付日と同日となります。

口座振替の手続きは裏面をご覧ください



他にご不明な点等ございましたら、労働局・労働基準監督署にお問い合わせください。

2024年度 青梅労働基準協会支部 講習会等予定表

区分	講習会名	科目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
技能講習	フォークリフト運転 (実技31時間) (日野自羽村)	学科		9(木)		4(木)	29(木)			7(木)		16(木)		6(木)	
		実技	3日	12(日) 19(日) 26(日)		7(日) 14(日) 21(日)		1(日) 8(日) 15(日)		10(日) 17(日) 24(日)		19(日) 26(日)		9(日) 16(日)	
	クレーン運転特別教育(学科) (日野自羽村)	学科	2日		4(火) 5(水) 9(日) 16(日)					15(火) 16(水) 20(日) 27(日)			29(水) 30(木)		
		実技	1日		23(日)または 30(日)						3(日)または 10(日)			調整中	
	クレーン運転特別教育 (日野自羽村)	実技(希望者) (日野自羽村)	1日		26(水) 27(木)					10(木) 11(金) 4(金)			22(水) 23(木)		
		学科	2日	15(月) 16(火)		13(水) 14(金)					14(木) 15(金)			18(火) 19(水)	
	有機溶剤作業主任者 特定化学物質・ 四アルキル鉛等作業主任者	学科	2日				11(木) 12(金)					9(月) 10(火)			
		学科	2日						11(水) 12(木) 3(火) 4(水) 5(木)又は 6(金)						
	酸欠乏・硫化水素危険 作業主任者	学科	2日												
		実技	1日												
乾燥設備作業主任者 はい作業主任者	学科	2日													
	学科	2日													
フルハーネス型滑制止用器具 テールゲートリフター	学科・実技	1日			18(火)							28(火)			
	学科のみ	半日	調整中												
その他講習	動力プレス機械・金型調整等 雇入り時安全衛生教育	学科のみ (日野自羽村)	1日						27(日)						
		講義	半日		たま研修センターでの集合研修 または オンラインによる研修										
	化学物質管理者講習 製造者向け Bコース	講義	1日		28(火)		23(火)								
		学科	1日						20(金)						
	保護具着用管理責任者教育 職長・安全衛生責任者教育	学科・実技	1日				19(金)								
		講義	2日			20(木) 21(金)									
	安全衛生推進者養成講習 衛生推進者養成講習	講義	2日		23(木) 24(金)										
		講義	1日		14(火)								24(金)		
	安全管理者選任時研修 衛生管理者受験準備講習	講義	1・2日		5(金) 1日コース										
		講義	2日												
会談等	部会等		19 講習会	24 広報部会	11 本部総会	青福	広報部会	安全衛生部会	広報部会	運営総務委員会		青福	広報部会	安全衛生部会	
	幹事会等		24 講習会	14 支部総会	6 安全週間説明会	18 第3次産業	メンタルヘルス	衛生週間説明会	18 陸上貨物講習	幹事会	13~15 全国職業安全衛生大会	5 西多摩地区大会			
監督者共催事業 (2023年度計画へ入る) 監督者と調整後確定															

講習会場は立川ですが、
お申し込みは
青梅支部へ！

〒190-0012立川市曙町1-21-1いちごビル2階にて
新会により、日程・会場の変更があります。

発行所 (公社)東基連 青梅労働基準協会支部
 〒190-0012 東京都立川市曙町1-21-1 いちご立川ビル2階 東基連 多摩合同事務所
 TEL 042-512-5408 FAX 042-512-5473
 メールアドレス oume-roukikyoshibu@toukiren.or.jp
 ホームページ https://www.toukiren.or.jp/shibu/oume/

「ご意見・ご要望がありましたら、事務局まで遠慮なくご連絡下さい。」